

## 「リスクマネジメントの一環としての企業法務における『保険』戦略」

大阪大学大学院高等司法研究科助教授 山下 典孝

企業間競争が激化する中で、企業活動に伴うリスクは増大している。不測の損害に対処するための企業リスクマネジメントの方法としては、損害の経費処理、準備金積み立て、キャプティブ（自家保険）の利用、などがあるが、企業が負担できるリスクは財務上、一定の範囲に限られるため、保険等の利用によってリスク移転を図る必要がある。

### 最近の立法による法的リスク等に対応するための保険

土壌汚染に対しては、2003年に「土壌汚染対策法」が施行された。同法に基づき企業の所有地で土壌汚染が見つかった場合、知事による除去命令が出る。その際、企業には、土地の売却が困難になり土地の担保価値が下がるという問題が発生する。また他者の所有地まで土壌汚染が起きていた場合には、その有害物質の除去等の措置も同法により企業に義務付けられることになった。これらに対処するための保険として、土壌浄化費用保険や土壌汚染損害賠償責任保険が開発されている。

また、個人情報漏洩に対しても、個人情報保護保険が販売されている。リスクマネジメントの観点から個人情報保護保険の加入は重要であるが、企業には保険に加入するだけでなく、個人情報漏洩のリスクを最小限にとどめ、事故の発生率を低くすることで、保険料を抑えることが求められる。そのためには個人情報管理体制を整備しておくことが重要である。

株主代表訴訟については、会社法 425 条で会社に対する損害賠償責任の一部免除が認められている。しかし免除の対象となる報酬の額が税引前の額であることや株主代表訴訟における訴訟費用は役員等が負担することになっている等、役員の経済的な負担を考えると何らかの対応が必要となる。それら経済的な負担を填補することを目的とする保険が会社役員賠償責任保険（D&O）である。

従業員が在職中に死亡した場合の死亡退職金や弔慰金の支払いのために企業が自社を受取人とし、従業員を被保険者として契約するものが団体定期保険である。しかし、当該保険は従来、死亡した従業員の弔慰金・死亡退職金の額に関係なく一律に企業に約定された保険金額が支給されており、企業が従業員の死亡によって保険金で利益を得ているのではないかといった点が問題とされてきた。この点を改めたのが総合福祉団体定期保険であり、支払われる保険金の額は弔慰金・死亡退職金の額にスライドした額に改められている。団体保険契約の場合、従業員自身が当該保険の被保険者となっていることを知っており、異議があれば被保険者となることを拒否できる状況にあることが必要、とされている。

### **保険に代わる新たなリスクマネジメント手法（ART=Alternative Risk Transfer）**

損害保険契約において保険会社の保険金支払い義務が発生するためには、保険事故の発生との相当の因果関係のある損害が発生していることが必要である。天候保険に加入して冷夏や長雨によって被った損害を保険で填補してもらうためには、天候不順（保険事故）と売り上げ減少（損害）との間の因果関係を立証する必要があるが、実際にはその立証は困難な場合が多い。そのため気温や降水量などを指数化し、その指数の推移に応じて所定の金額を支払う天候デリバティブという一種のオプション取引を利用する方法もある。

次に、保険会社が、従来、保険で対応してこなかったリスクを引き受ける場合には、保険料は高くなり、また填補範囲も狭くなる。そもそも保険者がそのリスクを引き受けない場合も考えられる。このように保険料の高額化や、保険会社が引き受けないようなリスクに対処する手法としてキャプティブ（再保険会社）という仕組みがある。これは、特定の企業自体、その企業グループ、団体等が子会社として再保険会社を設立し、グループ内でリスク分散をはかるもので、海外に設立した子会社等が再保険を引き受けることによって、通常は引き受けされないリスクを保険にかけることが可能になる。再保険によって引き受けた保険契約の保険事故発生が少ない場合は、子会社等のキャプティブ（再保険会社）は収益を得ることになり、グループ全体として実質的に保険料の節減を図ることができる等の効果があるとされている。この再保険会社は多くはバミューダ、アイルランド、シンガポール等の法制度、運用基準、税制が柔軟でかつ整備された国に設立されている。

### **リスクマネジメントとして保険を利用すべきか否か**

リスクマネジメントを進める上で、必要とされる共通的な観点は以下の通り。

- ・ 法的リスクについて、最新の法改正や社会的な動向を踏まえて、リスク管理を進めること
- ・ ある出来事が発生したことによって企業が保険に加入せず、積立金や費用の償却などにより負担できる賠償額はどこまでか、保険その他の方法で損害を補填する必要があるのかを企業自体が把握しておくこと
- ・ 加入している保険の補填範囲、免責事由を正確に把握しておくこと
- ・ 保険料節約のために、対象となるリスクを把握し、その防止に努めること
- ・ 保険にするのか、その他のリスク移転の仕組みを利用するのか、そのメリット、デメリットを総合評価すること

（文責：事務局）